富山商工会議所 行動計画

従業員の働き方を見直すことにより、すべての従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日~令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業(育児短時間勤務を含む)、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。 併せて、円滑な職場復帰を支援する。

<対策>

- ●令和6年4月~ 法に基づく諸制度の調査、職場のニーズの把握
- ●令和7年4月~ 対象となる従業員に対し、育児休業制度等に関する説明を実施 同時に、職場において取得しやすい環境をつくる
- ●令和8年4月~ 対象となる従業員に対し、職場復帰まで継続した支援を行う

目標2:全従業員の年次有給休暇取得率(平均値)を55%以上とする。 ※「付与日数」には繰越日数を含まない。

<対策>

- ●令和6年4月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する 計画的な取得に向けて、従業員に周知・啓発する
- ●令和7年4月~ 各部署において、年間業務予定と併せて有休取得計画を策定する
- ●令和8年4月~ 目標達成に向けて、未達成者へは、上長を通じて働きかける